

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「車両損傷事故に関する和解等について」に対する意見）

保健体育課

1 概要

令和3年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「車両損傷事故に関する和解等について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和3年2月8日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「車両損傷事故に関する和解等について」の概要

- (1) 令和2年7月15日、県立島尻特別支援学校駐車場において、隣接する運動場に体育の授業の際の熱中症対策に使用するために設置したテントが、風に飛ばされ、当該駐車場に駐車していた相手方の車両に衝突し、当該車両のフロントガラス、屋根及びボンネットを損傷させた。
- (2) 県は、本件事故について、県立島尻特別支援学校におけるテントの設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金の額として、相手方に318,000円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

当事者 甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

(3) 和解内容について

- ① 甲は、本件事故に係るテントの設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額318,000円の支払義務があることを認める。
- ② 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- ③ 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、異議がない旨を回答した。